

学校法人森ノ宮医療学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和2年3月17日制定

令和6年11月26日改定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人森ノ宮医療学園（以下「学園」という。）の寄附行為に定める役員及び評議員の報酬規定に基づき、役員及び評議員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう
- （2） 評議員とは、学校法人森ノ宮医療学園寄附行為に定める評議員をいう
- （3） 役員のうち、非業務執行理事等とは、理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事でない者及び監事をいう
- （4） 業務執行理事とは、前号以外の理事をいう
- （5） 役員の報酬とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の賃金規程及び退職金規程に基づくものを含まない
- （6） 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1） 業務執行理事に対しては、年俸制等、特別の報酬の契約を締結している場合を除き、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する
- （2） 非業務執行理事等その他の役員、及び評議員に対しては、報酬のみ支給する

（報酬額の算定方法）

第4条 業務執行理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

2 非業務執行理事等に対する報酬月額は、別表第2のとおりとする。

3 評議員に対する報酬額は、別表第3のとおりとする。

4 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

5 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

6 役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、1ヶ月平均所定勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の支給)

第5条 理事長は、役員への賞与支給総額について理事会の承認を得て、年俸制等、特別の報酬の契約を締結している者を除く業務執行理事に対して賞与を支給する。

(賞与の算定方法)

第6条 前条の賞与の支給対象となる役員への賞与の額は、理事会の決定に基づき、別表第4の範囲において理事長が決定する。

(退任慰労金の支給)

第7条 業務執行理事又は業務執行理事であった者が任期の満了、定年又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、年俸制その他の契約において個別に退任慰労金又は退職金について契約している場合にはこの限りでない。

2 業務執行理事又は業務執行理事であった者が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 次条に規定する場合を除き、支給する退任慰労金の額は第9条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

4 退任慰労金の支給は退任の日から2カ月以内にその全額を口座振込みにより支払う。

(退任慰労金の不支給、減額)

第8条 次の各号の一に該当する役員については、退任慰労金を支給しない。ただし、事情により理事会の決議を経て減額して支給する場合がある。

(1) 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で学園に直接又は間接の損害を与え、又は名誉を傷つけたとき

(2) 刑事事件に関し、有罪の判決を受けたとき

(3) 役員服務規程第7条および第9条に違反したとき

(4) 寄附行為に定める役員及び評議員の解任規定により解任されたとき

2 退任慰労金の支給後又は支給日までの間において、前項に規定する事由が発見された場合は、退任慰労金を支給せず、あるいは支給した退任慰労金の返還を求めることができる。

(退任慰労金の算定方法)

第9条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は業務執行理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3 第1項にかかわらず、勤続期間中に報酬月額等が減額された場合は、理事会の決議を経て、任期中の最高額を限度として報酬月額を増額することができる。

4 退任慰労金は、第1項又は前項に規定する基準報酬額に、在任期間と別表第5に掲げる在任期間に応じた支給係数及び別表第6に掲げる理事の種類に応じた支給係数を乗じて得た額の合計額の範囲内

とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、第1項又は第3項に規定する基準報酬額に80を乗じて得た額を上限とする。

(功労金)

第10条 在任中に役員としての功労のあった者に対しては理事会の決議を経て、第9条の算定額を超えない範囲で功労金を支給することができる。

- 2 在任中に特に功労のあった者に対しては理事会の決議を経て、功労金を支給することができる。

(見舞金・弔慰金)

第11条 業務執行理事又は業務執行理事であった者が業務上の傷害、又は傷病により死亡により退任する場合は、見舞金又は弔慰金を加算して支給することができる。なお、その支給額は、理事会の決議を経て、決定する。

(報酬等の支給方法)

第12条 役員の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、森ノ宮医療学園賃金規程第3条、森ノ宮医療学園退職金規程第10条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」と、それぞれ読替えるものとする。

- 2 評議員の報酬については原則として評議員会出席回数を計算し、年度ごとに一括で支払う。

(費用)

第13条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表7のとおりとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費規程を準用する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第14条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）業務執行理事の報酬額

理事長	月額 60 万円から 80 万円
常務理事	月額 20 万円から 60 万円
理事長及び常務理事以外の業務執行理事	月額 20 万円から 60 万円

別表第2（第4条第2項関係）非業務執行理事等の報酬額

理事	月額 5 万円から 24 万円
監事	月額 2 万円から 20 万円

別表第3（第4条第3項関係）評議員の報酬額

評議員	評議員会 1 回につき、1 万円から 3 万円
-----	-------------------------

別表第4（第5条、第6条関係）業務執行理事の賞与支給係数

対象役員	夏季	冬季
業務執行理事	基準報酬月額の 0.00～2.25 程度	基準報酬月額の 0.00～3.25 程度

別表第5（第9条第4項関係）退任慰労金の在任期間に応じた支給係数

在任期間	支給係数
(1) 1 年以上 5 年未満の期間	1 年につき 100 分の 100
(2) 5 年以上 9 年未満の期間	1 年につき 100 分の 125
(3) 9 年以上 13 年未満の期間	1 年につき 100 分の 150
(4) 13 年以上 17 年未満の期間	1 年につき 100 分の 175
(5) 17 年以上の期間	1 年につき 100 分の 200

別表第6（第9条第4項関係）退任慰労金の理事の種類に応じた支給係数

理事の種類	支給係数
理事長	2.0
常務理事	1.6
理事長及び常務理事を除く業務執行理事	1.5

別表第7（第13条第1項関係）費用

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	実費 ただし旅客運賃、グリーン料金及び特別急行料金を上限とする
船賃	実費 ただし特等料金を上限とする
航空賃	実費 ただし特別席（ファーストクラス、プレミアムクラス等）は支給しない
車賃	実費
日当	2,500 円
宿泊料	実費 ただし 25,000 円を上限とする
手数料	実費